

半導体人材リスクリング支援事業補助金 募集要領

令和6年6月18日
商工観光労働部企業振興課

1 目的

県内で半導体事業に関わる企業及び半導体事業への参入を目指す企業における専門人材の育成確保を図るため、半導体関連人材の育成を目的として県外で実施される研修等に自社の従業員等を参加させる企業に対し、研修参加に係る経費の一部を支援します。

2 事業内容等

(1) 補助対象者

宮崎県に本社若しくは支社・工場などの拠点（営業所を除く。）を置く者で、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第2条第1項に規定する旧有限会社を含む。）であること。

(2) 補助対象事業及び補助率等

別表のとおり

(3) 予算額

2,000千円

(4) 事業実施期間

研修を受講した年度の3月31日までに交付申請があったものに限りです。

(5) 申込資格

- ① 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- ② 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- ③ 事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

3 手続きの流れ

(1) 研修受講計画書の提出【申請者→県】

別紙「研修受講計画書」を県に提出し、対象となる研修かどうかの事前確認を受けてください。

(2) 研修受講【申請者】

(3) 補助金等交付申請書の提出【申請者→県】

研修受講後、「4 補助金等交付申請書等の提出」に記載する書類を県に提出してください。（受講した年度の3月31日までに提出する必要があります。）

(4) 補助金交付決定【県→申請者】

県において申請内容を審査したうえで、補助金交付確定通知を送付します。

(5) 補助金請求書の提出【申請者→県】

交付確定通知が届いたら、請求書（要綱様式第8号）を速やかに提出してください。

(6) 補助金の交付【県→申請者】

請求書に記載された口座に補助金を振り込みます。

4 補助金等交付申請書等の提出

(1) 提出書類

下記書類を1部提出すること。

- ① 補助金等交付申請書（様式第1号）
- ② 事業実績書（様式第2号）
- ③ 収支決算書（様式第3号）
- ④ 研修受講報告書（様式第4号）
- ⑤ 納税証明書（県税に未納がないことの証明（個人県民税及び地方消費税を除く。））
（交付申請日から3か月以内のもの。写しでも可。）
※ 事業所所在地の県税・総務事務所で取得してください。
- ⑥ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第5号）
- ⑦ 誓約書（様式第6号）
- ⑧ 受講した研修の内容が分かる資料（パンフレット、開催通知等）
- ⑨ 研修に要した経費の内訳が分かる資料
（受講料領収書の写し、交通費及び宿泊費の内訳が分かる行程表等）

(2) 提出方法等

- ・ **提出方法** メール又は郵送によること。
- ・ **提出先** 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部 企業振興課 工業・情報産業振興担当
E-mail : kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp

(3) 申請受付

随時。ただし、予算の上限に到達したときは、受付を終了します。

5 申請に当たっての留意点等

- (1) 補助対象者は企業となります。研修受講者である従業員からの申請は受け付けられません。また、補助金の振込先口座として個人の口座を指定することはできません。
- (2) 提出書類に不明な点がある場合は、申込者に質疑や追加資料の提出を求めることが

あります。

(3) 提出された書類は返却しません。

(4) 提出書類の作成及び提出をはじめ申込みに係る費用は、全て申請者の負担とします。

6 補助事業の実施に当たっての注意事項

帳簿及び証拠書類（原本）は、補助事業の完了年度の終了後5年間、監査要求等があったときは、いつでも閲覧できるように保存しておかなければなりません。

7 問い合わせ

宮崎県 商工観光労働部 企業振興課 工業・情報産業振興担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7095

FAX：0985-32-4457

E-mail：kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助上限額
<p>県外で実施される半導体関連人材の育成を目的として実施される研修に自社の従業員を参加させる事業（勤務地が宮崎県内である従業員に係るものに限る。）</p>	<p>・受講料 ・旅費 （交通費、宿泊費） ・教材費 ・その他知事が必要と認める経費</p>	<p>補助率：1／2以内 補助上限額：参加者1人当たり10万円 （1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）</p>

【参考】対象となる研修の一例

- 1 福岡半導体スキリングセンターにおいて実施される各講座
【ホームページ】 <https://reskilling.ist.or.jp/>
- 2 公益財団法人北九州産学推進機構（FAIS）が実施する「ひびきの半導体アカデミー」の各講座
【ホームページ】 <https://www.ksrp.or.jp/nurturing/semicon.html>
- 3 国立大学法人九州工業大学マイクロ化総合技術センターが実施する公開講座
【ホームページ】 https://www.cms.kyutech.ac.jp/edu_process/
- 4 アスカインデックス半導体実技総合大学校において実施される各種研修
【ホームページ】 <https://askindex.co.jp/service/trainingcenter/>

別紙

研修受講計画書

宮崎県知事

殿

住所
名称
代表者職・氏名

1 研修の概要

(1) 研修名

(2) 研修の内容及び目的

(3) 研修の実施機関・団体

(4) 研修の実施場所

会場名：

所在地：

(5) 受講予定日

2 受講予定者名簿

	所属	役職・氏名
1		
2		
3		

※ 欄は人数に応じて適宜追加・削除すること。

3 研修受講に係る経費の見込み

項目	金額（単位：円）
受講料	
旅費	
教材費	
合計	